

## 第35回丹後半島駅伝大会開催要項

- 1 目的** 京都府内の自治体職員等が、スポーツ・健康運動に親しむことにより、健康の維持・増進と元気回復、自治体職員間の交流とコミュニケーションの充実、職場の士気高揚と活性化・円滑化をはかるとともに、開催地住民をはじめ府民に参加を呼びかけ、もって地域住民及び府民の健康・スポーツ振興並びに地域振興に寄与することを目的とする。
- 2 主催** 一般財団法人京都市町村職員厚生会（以下「厚生会」という）及び趣旨に賛同する府内市町村等団体（以下「所属所」という）。なお、各所属所は「厚生計画」に基づく共同事業として実施する。
- 3 主管** 京丹後市 京丹後市教育委員会 京丹後市体育協会
- 4 後援** 京都府 京都府教育委員会
- 5 協力** 京丹後警察署 京丹後交通安全協会丹後支部  
京丹後市スポーツ推進委員会丹後支部 一般社団法人京丹後龍宮プロジェクト  
丹後海陸交通株式会社
- 6 事務局** 一般財団法人京都市町村職員厚生会
- 7 日時** 令和4年11月26日（土） 13時30分スタート
- 8 日程** 概ね次のとおりとする。

- 11時00分 役員集合（テンキテンキ村オートキャンプ場）
- 11時45分 選手集合（テンキテンキ村オートキャンプ場）
- 12時15分 中継所への輸送バス出発（テンキテンキ村オートキャンプ場）
- 13時30分 スタート
- 15時15分 レース打ち切り
- 15時30分 ものまねミニライブ（丹後小学校）
- 16時00分 表彰・抽選会（丹後小学校）
- 16時30分 解散（テンキテンキ村オートキャンプ場）

**9 区間** ①6区間 経ヶ岬から丹後小学校までの18.5km

②4区間 宇川小学校から丹後小学校までの12.9km

6区間	4区間	コース	距離
第1区		経ヶ岬 - 尾和（バイパス東詰）	2.8km
第2区		尾和 - 宇川小学校	2.8km
第3区	第1区	宇川小学校 - 此代（平側国道脇）	3.2km
第4区	第2区	此代 - 筆石（集会所）	3.4km
第5区	第3区	筆石 - 丹後庁舎（玄関前）	4.4km
第6区	第4区	丹後庁舎 - 丹後小学校（グラウンド）	1.9km

10 競 技 日本陸上競技連盟駅伝競走基準及び本大会規定による。

11 部 門 参加部門は、次のとおりとする。

(1) 自治体職員の一部

一般の部	6 区間	男女を問わない
	4 区間	
女子の部	6 区間	女性に限る
	4 区間	
混合の部	6 区間	走者のうち2人以上が女性
	4 区間	※女性の走行区間は自由

(2) 特別参加の部 (6 区間)

(3) 府民参加の部 (6 区間)

## 12 参加資格

(1) 自治体職員の一部

厚生会の会員（大会会長が定める特別分担金を納入した会計年度任用職員等（この大会においては、「特例会員」という。）を含む。）で構成するチームであること。

(2) 特別参加の部

京丹後市内の中学校のチームであること。

(3) 府民参加の部

監督及び選手が、京都府内に在住もしくは在勤する 18 歳以上の者で構成するチームであり、かつ、この要項等主催者の定める注意事項を遵守できるチームであること。

## 13 チーム構成

(1) 6 区間（6 人制）のチームは選手 8 人（補欠 2 人を含む）以内、4 区間（4 人制）のチームは選手 6 人（補欠 2 人含む）以内で構成する。

(2) チームは、チームを統括する監督 1 人（自治体職員の一部にあつては、参加所属所内のチームを統括する者 1 人）を登録しなければならない。なお、監督は選手を兼ねることができない。

(3) チームは、1 人以上（2 人まで）の交通整理員を大会役員として登録しなければならない。ただし、特別参加の部、府民参加の部は適用を除外する。なお、交通整理員は選手を兼ねることはできない。

## 14 申込み

申込期限は、令和 4 年 10 月 26 日（水）とする。

## 15 運 営

大会は、主管団体の役職員、厚生会の役職員及び監督・交通整理員で大会役員を構成し、協力団体の協力を得て運営する。

## 16 表 彰

表彰基準は「丹後半島駅伝大会表彰の取り扱いについて」にて別に定める。

## 17 開・閉会式

実施しない。※簡素化した表彰を行う。

## 18 監督会議

実施しない。※競技にかかる資料、ゼッケン等は事前に送付する。

## 19 感染防止対策

新型コロナウイルスにかかる感染防止対策は別に定める。

## 20 その他

- (1) 大会参加者の氏名・性別・所属所・記録は大会プログラム・ホームページ・広報誌への掲載等、当大会の目的以外には使用しない。
- (2) 選手は、医師の診断を受けるなど、健康の自己管理に十分留意すること。
- (3) 部門毎の参加の取扱要領及び大会運営等の詳細は、別に定める。